

# 電気通信大学大学院情報理工学研究科予算委員会規程

平成22年 2月17日

改正

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院情報理工学研究科教授会規程第9条第2項の規定に基づき、情報理工学研究科予算委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報理工学研究科（以下「研究科」という。）の予算に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科における予算編成方針に関すること。
- (2) 研究科における予算配分に関すること。
- (3) その他研究科における予算に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第6号に規定する評議員のうちから研究科長が指名した者 2人
- (3) 各専攻を主務とする者の中から選出された者 各2人
- (4) 共通教育部を担当する者の中から選出された者 2人

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、研究科教授会規程第2条第1項の構成員のうちから若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の委員のうちから、研究科長が指名する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 「電気通信学部予算委員会の取扱いについて」(平成11年3月9日学部教授会決定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に選出される第3条第3号から第5号の委員のうち、半数の任期は、第4条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。